

古今和歌集餘材抄元禄十一年奥書本について

築 瀬 一 雄

(要旨)

- 一、学界未発表の元禄十一年奥書本の二伝本を紹介する。
- 二、同本の奥書の分析により、契沖の学績過程の一部を補訂する。

- 三、元禄五年奥書本との比較によつて、余材抄の補訂過程の一部を明かにする。

契沖の古今和歌集余材抄については、はやく久松潜一先生の御研究があり、その概要は、契沖全集第九卷所収の契沖伝第二篇書史的研究第二章の五、古今余材抄の成立、伝本及内容の特質の項に述べられてゐる。また契沖全集第五卷には、如水筆写本を収め、巻頭の凡例中には、更に簡潔に余材抄の成立経過と伝本のことをとりまとめて記してをられる。

私はかうした久松先生の御研究に導かれて余材抄に関心を持つたのであるが、ここには元禄十一年の契沖奥書本について紹介し、愚見を述べてみ度いと思ふ。

如水浄書本の余材抄は、次の奥書を有してゐる。

古今余材抄十巻先年撰之雖然草稿汚穢自猶不得誦由此詵老兒去年写彼草稿畢日月荏苒校訂延而及今愚案之中若有一兩義之可取庶補重蒙矣

元禄五年仲秋廿五日

密門釈契沖記之

再記仮名依日本紀万葉集和名鈔等後人莫恠之

ところが、余材抄の伝本には、元禄十一年の契沖の奥書をもつものがある。今日まで学界に注意されなかつたが、余材抄を考察するについては、かなり重要な意味を有するやうである。私の調査し得たのは、刈谷市立図書館(村上文庫)所蔵の村上忠順旧蔵本と、架蔵の中村直行筆写本である。

(注一)袋綴十冊。26.2 × 18.5 cm 題簽は墨子持野でかこみ、「古今和歌集余材抄序」の如く記す。内題はない。奥書は、

元禄十一年の次に、

和田邦道主のもたる本をかり得て

小野田美矩にうつさせつ 政行
とある。忠順の書入は極くまれである。

(注二)袋綴六冊。92×16.3cm 題簽は白紙に「古今和歌集余材抄
序一」の如く記す。内題はない。奥書は、元禄十一年の
次に、次のやうにある。

右鈔物一部十冊適憲律師坊にしてうかゝひ見るより情
契沖翁乃仏門より歌道にいたる妙義を感じ頻にこひ得て
うつし侍る時弥生の始にありて仲秋の末に筆をとゝめぬ
唯恨らくは三写の誤りおほからむ事をと云ふ

享保十三年申八月廿八日

吉田貞則

此鈔物一部十冊は吉田うしの所蔵にしてひめ置ぬるをや
つかれ年ひさしく狂歌をこのみて淮南堂朱楽菅江を師と
して東武に遊へる事とせあまり吉田のうしもひとしく
狂歌をこのめる事また年あり武蔵野の月みち遠くするか
とへたてゝなをたハレ歌の友垣なりきはからずもおなし
するかに来たりすみて此書見るかまゝに野守のかゝみう
つしてんわきもこにはかりてふみくハする八とのし長月
十日あまりひとつの日を初めとしてあく九のとしきさ
らきはつかあまり九日と云に筆をおさめぬ松風の通ふこ
としけきかまに／＼杉たてる三輪の酒くめるひま／＼に
もかいつけぬれはたゝあやまりのおほからんことのみい
ししく口おし

文化九年二月廿九日

中村直行

古今集遠鏡からの抄記を書入れてある。

さて、元禄十一年の奥書といふのは、次のものである。

右此古今余材抄一部十巻者先年予所撰也興徳密寺憲意遮黎写
取令予対校矣予本未調頗多況写之乎猶如濁承涇水非伝写之罪
焉亦中世以来失和字法斯本悉抛日本紀万葉和名等古書覽者莫
怪焉

元禄十一年六月廿六日

沙門契沖判

この奥書と、前掲の元禄五年の奥書を比較してみると、契沖の
意識に於て、注意すべき相違の存する点が観取出来る。

(一)「右此古今余材抄一部十巻者先年予所撰也」は、著作された
余材抄が、契沖の手元をはなれた時処に於て書写され、それを著
者たる契沖が、自らの撰著であることを確認してゐる記し方であ
る。「右此」と云ふ書き方は、勢語臆断の奥書にも同様にはあら
れて居り、余材抄の両奥書を比較する場合に、特に問題として取
り上げるには及ばないものと思ふ。これによつて、この本の親本
には、元禄五年の奥書は無かつたものと推定出来る。もしそれが
あれば、契沖が元禄十一年に奥書を加へるとしても、かうはなら
ず、別の書き方、恐らくは追記の形式をとつたと思はれるからで
ある。

(二)「興徳密寺憲意遮黎写取令予対校矣」が、憲意が余材抄を書
写して、契沖に一閱を乞うたことを、謙讓の意をもつてかう記し
たのであらう。興徳寺は、大阪市東区小橋寺町にある寺で、円珠庵
に近い上に、同じく古義真言宗に属する。(現在は興徳寺は高野

派、円珠庵は御室派となつてゐる。最近、大阪在住の歌友石田達郎氏を通じて、興徳寺現住に憲意のことをたづねてもらつたのであるが、空襲の爲に過去帳その他一切を焼失してしまつて、不明とのことであつた。未だ憲意について調査を進めてゐないのであるが、契沖全集所載の書簡に名が見えること、架蔵本余材抄の第二の奥書によつて、憲意が享保十三年に存生してゐたと認められるから、契沖（元禄十四年示寂、六十二才）と同じか、或は少し若い位の学僧であつて、二人の間に交渉の存したことは認められるのである。

(四)「予本未調頗多況写之乎猶如濁承涇水非伝写之罪焉」はまた謙讓の語である。濁は涇水を指すであらう。ただここで注目すべきは、元禄十一年と云ふ時点に於て、契沖が「予本未調頗多」と記してゐる点である。元禄四年に稿を成し、これに縦横に加除訂正を加へて、元禄五年に一応の校訂を終つた余材抄であり、しかもその後も折にふれて考を加へつづけて倦むことを知らない契沖の姿がうかんでくるのである。久松先生が、元禄十一年以後と思はれる微雲軒主宛の契沖書簡によつて、契沖が元禄五年頃一通り完成した後も増補を怠らなかつたと推定せられた点の、一つのしかも確実な傍証をここに加へることが出来たのである。

(四)「亦中世以来失和字法斯本悉拠日本紀万葉和名等古書覽者莫怪焉」は、元禄五年の奥書に追記の形式をとどめてゐる。「再記仮名依日本紀万葉集和名鈔等後人莫怪之」にあたるものであるが、これを奥書の本文に織り込んでゐる点と、「後人」を「覽者」に改めてゐる点とは看過出来ない。勢語臆断の奥書が、如水筆写本

の奥書と頗る類似してゐるので、参考にしよう。

右此勢語臆断四卷先年卿之然其稿本甚汚穢自猶不得脱仍去春託老兄写彼稿本然猶無暇暇不能校合近日得暇故一校以改正畢
元禄五年季秋初三
密乘桑門釈契沖

再記仮名依日本紀万葉集和名鈔等後覽之人莫怪之

この勢語臆断と如水筆写本余材抄の奥書とは書き方が酷似して居り、しかも再記については、両者ほとんど同一と見てよいものである。したがつて、もし臆断に余材抄と同じやうな後の写本が出来、これを契沖に示す者があつたとしたら、恐らく契沖は、これに於ても、再記を元禄十一年奥書本余材抄に見る如く、奥書本文に織り込んだであらうと想定されるのである。

では、余材抄の元禄五年奥書に於ける再記の部分を、元禄十一年奥書の本文に織り込んだ理由は何であらうか。それについて、私は和字正濫鈔との関係から回答を得ることが出来ると思ふのである。和字正濫鈔は久松先生の御説の通り、「万葉代匠記の編纂に着手してからまもなく語彙の蒐集をはじめ」（契沖集第九巻一六八頁）元禄六年には完稿して、序をその二月に付し、元禄八年に刊行された。しかも、元禄十年八月には和字正濫通妨抄、元禄十一年五月には和字正濫要略と、一連の著作が完成してゐる。後の二書は当時刊行に至らなかつたが、かうした契沖の改名遺字書の完成が、元禄十一年奥書本余材抄の奥書を執筆する時の契沖の意志を決定したものと見ることが出来ると思ふのである。

(四)「元禄十一年六月廿六日 沙門契沖判」

これは、契沖が憲意の写本を一閱して、返す時に加へた年記と

署名である。この前後に契沖が認めた奥書の類を、契沖年譜（同前四四一頁）から抄出してみると、次の如くである。

○和字正濫要略

元禄十一 戊寅 五月初八日

契沖

○清輔朝臣家集

元禄十一年六月四日

神通柔教沙門契沖

○日本後紀要略

元禄十一年八月十七日写訖

○三代実録要略

元禄十一年九月五日

金剛桑沙門契沖

○応需雜記

元禄十一年九月 日

庸僧契沖於難波円珠庵稿

これらを通覧すると、その間にかんがりの異同を見る。契沖は年記署名について固定した考へを持たず、むしろその時に応じた自在な書き方をしてゐたと考へられる。従つて、余材抄の場合、元禄五年と元禄十一年の署名の横相が變つてゐることに特に疑問を抱く必要はない。むしろ、同宗の学僧の筆写本に加へた奥書の様式として見ると、たゞ「沙門契沖」として、下に加判したこと、最も自然なものを受けとれるのである。

二

次に、元禄五年奥書本と元禄十一年奥書本とを比較して、注意すべき点を抄記しておく。元禄五年奥書本は契沖全集所収のもの

による。元禄十一年奥書本は架蔵本により、必要に応じて刈谷本を参照することとする。

(一)巻十の終りに、「以上上巻合四百七十三首」とあるのは、両本とも同じであるが、全集本巻二十の末尾に「以上下巻合六百三十八首或六百三十七首」とあるのが、架蔵本には見えない。刈谷本は、巻十・巻二十の両方とも数記を欠いてゐる。

(二)巻七のはじめに、全集本では「二十四首」とあるが、架蔵本・刈谷本とも「二十二首」としてあり、この方が実数に合致してゐる。

(三)序（全集八四頁上段）に、「……あまり木ありかし。こをたかくして、こゝに山をなし……」とあるが、この句点はいかがであらうか。「……あまり木あり。かしこをたかくして、ここに山をなし……」とすべきかと思ふのであるが、なほ傍点部は、架蔵本・刈谷本ともに、「かしこをあかくして」となつてゐる。この方が、これに続く、「かしこをかふるにして、こゝに林をなす。」との対句としては調ふやうである。契沖の訂正であらう。

(四)序の末（八四頁下段）に、「かたはらにかきつけておけるをすてしと思ふより、又物のはしにしろしおけることゝもをすてしとおもふより、事はおこりて……」とあるが、架蔵本では傍点部が無く、刈谷本では忠順が補記してゐる。これは筆写時の目移りによる脱落と見るよりも、文調を主として事を簡にする気持から、ある時期に契沖が削除したのかも知れない。これは、更に傍証を求めて確認したい点である。

(五)全集本（八九頁下段）に、「五音通すといへとも」とあるの

は、刈谷本も同じであるが、架蔵本では、「同韻に構通すといへ共」となつてゐる。これは、伝写の間に、ある筆者の用語ぐせが加はつた為の變化かもしれない。

(内全集本(九〇頁下段)に、神代紀を引用してゐるが、その末尾に、全集本には見えぬ「此両首歌辞今号^{コノウタノチノナ}夷曲^{ヒナマツリ}」を架蔵本は有してゐる。刈谷本にも存するが、この傍訓を欠いてゐる。契沖が後に補入したものと思はれる。

(外全集本(一四〇頁上段)の「雖^レ……輕情^{文粹輕}作雅^{作雅}如^シ在納言^{ナノリ}行^ハ平也^{ナリ}」の「行平也」を架蔵本・刈谷本では割注にしてゐる。この方が形が調ふので、契沖が訂正したものと思はれる。

(外全集本(一四四頁下段)では、「梅の花^{ウメノハナ}雪もふり」の歌について、集名巻部立人名がともに肩註となつてゐるが、架蔵本では、それらを本行としてゐる。殊に前者については、「万葉第五に大伴百代」としてある。(同頁の「山みれば」は集名だけであるので、架蔵本も全集と同じく肩註となつてゐる。)同様のことは、全集本(一四八頁上段)の「春たつと」の肩註が架蔵本では本行で「後撰にミつね」となつてゐる他、例が多い。架蔵本の様式がとどのつた形として、後に契沖自身によつて訂せられたものであらう。また、全集本(一四七頁上段)の「春たては」には肩の集付が存しないが、架蔵本では肩註として、右に「家集」、左に「六帖」と記してある。やはり契沖による補記であらう。

(内全集本(一七九頁下段)の「まてといふに」の歌は、刈谷本は同じであるが、架蔵本では第四句を「しひてもをしむ」としてある。後藤重郎氏におたづねしたところ、「しひてもをしむ」と

なつてゐる新古今の伝本はない由であるから、何によるものか不明であるが、とにかく、架蔵本の方が後の補訂であることは云ふまでもない。

(内全集本(一七八頁下段)の「いつれをか」の歌の第五句は、「色かはる草」で、刈谷本は同じであるが、架蔵本では「色かはる菊^{キク}」とし、釈文中にも、「但菊^{キク}そやうく色つきて」となつてゐる。後撰和歌集総索引によつても、菊となつてゐる本文は見出すことが出来ない。契沖は何によつたか未詳であるが、前条とともに後の補訂と認めることが出来るであらう。

(内全集本五八三頁下段の第十五行「此の歌ども」から五八五頁上段の第一行までは、架蔵本・刈谷本ともに欠いてゐる。これは、元禄五年から元禄十一年の間に於ける抹削であらうか。

(内全集本(六〇二頁下段)に、流布本にありとして示してある口内は、架蔵本・刈谷本ともに存しない。同様のことは、全集本六〇八頁下段の枠内についても見られる。これは、元禄十一年奥書本の親本が、如水写本に補記された流布本の最終段階よりも以前のものであつたことを示してゐると理解される。

(内全集本(六一六頁上段)の枠内は、架蔵本・刈谷本に存する。これによつて、元禄五年以降元禄十一年以前に於ける補記であることが判る。同様のことは、一三二頁の枠その他についても見られる。

(内全集本五六頁上段の「大和物語云」の本文は、袖中抄によつて校合が施されてゐるが、架蔵本には、この校合が存しない。この校合は元禄十一年以後に加はつたものであらうか。

(四)全集本(五二七頁下段、五二八頁上段)の「原本貼紙失セタリ写本ニヨル」とある種の部分は架蔵本に存する。そして、その文末の「証なり」と次の「誰世にか」は、全集本のやうに別行ではなく、全く接続してゐる。この補記は元禄十一年以前のものであることが判る。

(四)全集本一二二頁下段十三行「諸兄公撰者にあらぬかたき証なり」の次に、架蔵本には、

第十六云安積山影副所見山井之云 右歌伝云葛城王遣陸奥国、之時云、此葛城王に不審有上にいふかことし常の説によらハ諸兄公なれハ是又諸兄公撰者にあらぬ証なり

が存する。(刈谷本にはない)しかも、これと同文のものが貼紙としても存するのである。これをどのやうに考へるかは、仲々むつかしい問題であるが、今のところ、私は次のやうに推測してゐる。如水筆写本には未だ存しなかつた契沖の考へが貼紙として余材抄に加へられ、架蔵本はその段階に於て、これを本文に取り入れるとともに、重複して貼紙形式も残したのであらう。本文と貼紙と同文が重複してゐるのは、或は本文への繰り入れを一応ためらつた余材抄書写者の氣持を反映してゐるかもしれない。刈谷本にこれが存せぬのは、その親本が貼紙の失せてゐたものと考へれば理解出来るであらう。

(四)全集本に於て頭書とするもの、即ち書入れであつて、しかも本文に入れるべき指示のないものについてみておく。全集本四四〇頁上段の「みよしの」といふ六帖の歌は、「一首頭書」と註してあるが、架蔵本・刈谷本ともにこれを存し、しかも四首並ん

だ万葉の歌の前に入れてある。これは記入すべき箇所が指定されてゐたためであらう。その他、全集本に頭書とあつて、架蔵本・刈谷本に見えぬものは頗る多い。(一一三頁下段、二七〇頁上段、四四七頁下段、五一四頁上段、五一七頁下段、五一八頁下段、五三九頁上段、五七〇頁下段、六一〇頁下段、六一四頁上段、六二五頁上段など)これらはかなり後の補記であることを示してゐるのであらう。

(四)全集本に小さな貼紙となつてゐる一六五頁下段(つらゆき)、二五七頁下段(つらゆき)、三一五頁上段(とよめりける返し)は架蔵本に存するが、二七一頁下段(東)は存しない。前条後段と同様に見るべきであらう。

(四)久松先生が如水本と徳川家蔵契沖自筆本とを比較するため御指摘になつた各条(全集一五八頁)については、架蔵本は如水本と同じである。元禄十一年と云ふ時点に於ける書写本としては、当然のことである。

以上、余材抄の元禄十一年奥書本を紹介し、その奥書の持つ意味を分析し、この本の内容の一端を示したのであるが、これによつて、余材抄書伝史と、契沖の加筆様相の一部に、いささかではあるが、増補すべきものの存することを明かにしたのである。